

吉忠グループUCカード会員特約

第1条（名称）

本カードは吉忠株式会社（以下甲と称します）と株式会社クレディセゾン（以下乙と称します）が提携して発行するもので、カードの名称は「吉忠グループカード」と称します。

第2条（会員資格）

甲および甲のグループ会社の社員、その家族、並びにOB社員の方で、本特約 およびUCカード会員規約を承認のうえ、入会の申し込みをいただき、乙がカード利用を承諾した方を会員とします。契約は、乙が承諾をした日に成立するものとします。

第3条（カードの発行）

乙は会員にカードを発行し、貸与するものとします。

第4条（サービスの利用）

会員は、甲及び乙が提供するサービスを受ける場合、所定の方法により利用するものとする。

第5条（規約の適用）

会員には本特約および乙のUCカード会員規約が適用されるものとします。

第6条（会員資格の取消）

甲が紹介を取消した場合並びにUCカード会員規約に違反した場合、会員資格を取消するものとします。

第7条（会員のプライバシー保護）

甲および乙は、業務上知り得た会員の情報を信用情報機関等のほかは、他にもらすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。

第8条（本規約の変更等の準用）

UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。